

佐渡市一般競争入札共通公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び佐渡市財務規則（平成 16 年佐渡市規則第 54 号）第 154 条の規定に基づき、建設工事の一般競争入札について必要な事項を公告する。

この公告は、別に定めるものを除くほか一般競争入札に係る公告のうち、一般的項目及び共通項目について定めたものであり、その他の公告事項は、個々の建設工事の概要等が決定次第、別に公告する。

なお、この公告により平成 28 年 4 月 1 日公告の「佐渡市一般競争入札共通公告（佐渡市公告第 8 号）」は廃止する。

平成 29 年 4 月 3 日

佐渡市長 三浦 基裕

第 1 対象工事

この公告に係る対象工事は、下記（1）から（3）までの全てに該当する建設工事とする。ただし、入札参加資格者が 8 者未満の場合、特殊な機械等が必要となる場合又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- （1） 予定価格が 130 万円を超え、1 億 2000 万円未満の工事
- （2） 普通難度の工事
- （3） 佐渡市内に営業所（建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいう。）を有する建設業者を対象として実施できる工事

第 2 個別公告

市長は、入札参加資格者に対して、対象工事に係る工事内容及び工事に該当する業者の等級等の概要を、この公告とは別に 7 日間公告するものとする。

- （1） 工事内容
 - ① 工事名
 - ② 工事場所
 - ③ 工事概要
- （2） 入札参加対象者
 - ① 建設工事の種類
 - ② 地理的条件
 - ③ 等級又は総合評点
 - ④ その他

※（2）②として表示する区域は、合併前の旧市町村の区域で表示する。
- （3） 入札方式
 - ① 競争参加申込期間
 - ② 入札受付期間
 - ③ 開札日時
 - ④ 入札方式（一般競争入札、総合評価方式入札、地域保全型方式入札のいずれか）
 - ⑤ その他

第3 入札参加資格者の等級等

第2の(2)の③の等級の決定については、対象工事及び当該入札参加資格者の営業所の種別(「主たる営業所」又は「その他の営業所」をいう。)に応じ、下記(1)又は(2)とする。

- (1) 発注標準に基づく単一等級
- (2) 下記表の定めるところにより工事の種類及び規模に応じた等級等

土木一式工事及び建築一式工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000万円以上 12,000万円未満	A、B
1,500万円以上 5,000万円未満	A、B、C
400万円以上 1,500万円未満	B、C、D
130万円超 400万円未満	C、D

舗装工事

工事の規模	入札参加範囲
130万円超 3,500万円未満	A、B

電気工事

工事の規模	入札参加範囲
900万円以上 4,000万円未満	A、B
300万円以上 900万円未満	A、B、C
130万円超 300万円未満	B、C

管工事

工事の規模	入札参加範囲
900万円(1,500万円)以上 4,000万円(5,000万円)未満	A、B
300万円以上 900万円(1,500万円)未満	A、B、C
130万円超 300万円未満	B、C

※ 管工事の()内は、水道管渠の工事に係るものを示す。

その他の工事

工事の規模	入札参加範囲
5,000万円以上	総合評点が645点以上の者
1,500万円以上	総合評点が553点以上の者
1,500万円未満	総合評点が1点以上の者

※ 「総合評点」とは、平成29・30年度入札参加資格者名簿に登載された者の当該名簿に登載された総合評点をいう。

第4 入札参加資格者の条件

(1) 主体条件

単体企業にあっては、以下の要件の全てを満たすものであること。経常共同企業体にあっては、構成員の全てにおいて①及び⑤の要件を、代表構成員において②の要件を満たすほか、経常共同企業体として③及び④の要件を満たすものであること。

- ① 佐渡市建設工事入札参加資格審査規程（平成16年3月1日佐渡市告示第73号）第2条第1項各号又は第2項第1号若しくは第2号に該当しないこと。
- ② 上記第2の個別公告（以下「個別公告」という。）で公表される対象工事（以下「公表対象工事」という。）に係る「営業所の区域」に営業所（個別公告にある公表対象工事の「建設工事の種類」に該当する建設業の許可を得た建設業法第3条第1項のものをいう。以下同じ。）を有すること。
- ③ 平成29・30年度入札参加資格者名簿に登載されており、同入札参加資格者名簿において公表対象工事に係る「建設工事の種類」及び「等級」を有する者であること。
- ④ 現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の適正な配置ができること。
- ⑤ 本件工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本件工事の入札日までの間において、佐渡市から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

※ 営業所の種別のうち「その他の営業所」を有する者については、平成29年4月1日以降引き続き佐渡市内に当該営業所を有する場合で次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に対応する同表下欄に掲げる従業員（佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を有するときは、上記②及び③の規定にかかわらず、その営業所の区域及び等級につき公表対象工事に係る「主たる営業所の場合」を適用する。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
30人	30人	10人	10人	10人

(2) その他条件

経常共同企業体は、同一入札において構成員が単体企業として参加しているときは、当該入札に同時に参加できないものとする。

第5 入札参加手続

(1) 資格確認の申請

入札参加の確認を希望する者は、次により指定する期限までに競争参加資格確認申請書を以下により提出し、入札参加資格確認を受けなければならない。

- ① 提出日時 個別公告に定める期間。ただし、当該個別公告に定める期間の最終日においては午後4時までとする。
- ② 提出方法 電子入札システムによる。
- ③ 添付書類 ア) 添付書類省略届（必要の是非は個別公告に記載）
イ) 共同企業体用委任状
ウ) 従業員調書
（提出は、上記第4の（1）の※に該当する営業所に限る。初度の提出内容に変更のない場合は、同一年度内において2回目以降の提出は不要）

(2) 入札参加資格の通知等

入札参加資格については、個別公告に記した日時に競争参加確認通知書を電子入札システム上にて送付する。

(3) 設計図書（内訳明細書等、図面及び仕様書）の閲覧等及び質疑

① 閲覧等

閲覧用の設計図書は上記第2の個別公告と併せて電子入札システム上の入札情報サービスに掲示する。

ただし、データ容量が大きく電子入札システムに掲示できない場合は、佐渡市ホームページ入札情報に掲示する。

② 質 疑

質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出しなければならない。

ア 提出方法 質疑事項（様式は任意）を当市指定の電子メールアドレスへ送信することによる。

イ 提出期限 入札日前週の火曜日の午前中まで。（これによらない場合は、個別公告に記載する日時）

ウ その他 電話・FAXでの質疑の受け付けはしない。
回答は質疑の提出期限の翌日の午後を目途に、電子入札システム上の入札情報サービスに掲示する。

第6 総合評価方式（簡易（実績）型）による入札の特例

佐渡市の発注する建設工事において、総合評価方式（簡易（実績）型）による一般競争入札に付するときの評価項目及び評価の方法、落札予定者並びに技術資料については、次のとおりとする。

なお、技術資料が未提出の者及び下記2（1）の加算点が0点に満たない者は、総合評価方式による入札に参加することができない。

また、入札において最低制限価格未満の額で入札した者の入札は、無効とし、この総合評価方式の対象とはしない。

1 評価項目

(1) 企業の技術力

ア 同種工事の実績 イ 工事成績 ウ 優良工事表彰 エ ISO認証取得

(2) 配置予定技術者の能力

ア 技術者の能力 イ 優秀技術者表彰等 ウ CPDS取得

(3) 地域貢献度

ア 災害時等における活動実績等 イ 維持管理実績

2 評価の方法

(1) 標準点と加算点の付与

入札参加資格を有する者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記1を評価して加算点を与える。配点は別表「総合評価項目（簡易（実績）型）」のとおりとする。ただし、技術資料のうち同種工事の指定をしないときは、他の評価項目の配点を変更するものとし、個別公告で特記する。

(2) 総合評価の方法

価格及び別表による評価に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記(1)により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札金額で除して得た値(以下「評価値」という。)をもって行う。

【参考】 評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札金額 × 定数

3 技術資料

(1) 提出内容

総合評価方式による一般競争入札においては、競争参加資格確認申請書のほか、技術資料(第3号様式及び第4号様式)を、別に指定するときまでに提出しなければならない。

この場合において、技術資料に記載の項目を証する書類(下記(2)の技術資料の作成方法にある「確認資料」をいう。以下「確認資料」という。)は、次項4の落札予定者となった際に、当該落札予定者のみが提出することとするので、競争参加資格確認申請書及び技術資料提出の際は、確認資料の添付は不要とする。

(2) 作成方法

技術資料は、次により作成すること。ただし、同種工事の実績については、指定しないことがある。

① 様式第3号「企業の技術力・地域貢献度確認資料」

(ア) 同種工事の実績

過去10か年度(技術資料の提出期限の前年度から過去10か年度及び当年度の4月1日から技術資料の提出期限までをいう。以下同じ。)に、元請けとして完成・引渡しが完了した工事で、次に掲げる基準を全て満たす製作及び架設の施工実績を有すること。(共同企業体としての実績は、出資比率が30%以上の案件に限る。)

経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体での締結及び出資比率が30%以上の構成員の施工実績を対象とする。

○ 「同種工事の実績」に係る評価基準としての「同種工事」及び「類似工事」の具体的な内容は、その要否を含め該当工事の個別公告(第2に掲げるものをいう。)に特記する。

○ 国、新潟県又は佐渡市が発注した工事で施工地が佐渡市内であるものとする。

○ 記載する同種工事の施工実績の件数は1件とする。

※ 確認資料：記載した工事に係る契約書の写し及び特記内容が確認できるもの。

(イ) 工事成績

工事成績については資料の提出を求めないが、佐渡市発注工事における過去3か年間(技術資料の提出期限の属する月から3ヶ月遡った月から過去3年間(月単位とする)をいう。以下同じ。)の全工種工事成績評定点の平均点及び過去3か月間(技術資料の提出期限の属する月から3ヶ月遡った月から過去3月間(月単位とする)をいう。以下同じ。)の全工種工事成績評定点の最低点により評価を行う。

なお、経常共同企業体の工事成績評定点についても、当該経常共同企業体における過去3か年間の全工種工事成績評定点の平均点及び過去3か月間の全工種工事成績評定点の最低点により評価を行う。

(ウ) 優良工事表彰

過去3か年度に佐渡市又は新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受賞していれば記載すること。(共同企業体で受賞した場合は、出資比率が30%以上の

案件に限り評価の対象とする。国の表彰についても同様に認める)

なお、経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体の受賞及び出資比率が30%以上の構成員の受賞を対象とする。

※ 確認資料：受賞等を証明する書類の写し

(エ) ISO取得

入札日現在有効なISO9001又はISO14001の認証取得の有無。

なお、経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体での出資比率が30%以上の構成員の取得を対象とし、その他の営業所にあつては、その営業所での取得を対象とする。

※ 確認資料：ISO認証の取得に係る登録証の写し。

(オ) 災害時等における活動実績

過去3か年度の災害時等における活動実績及び防災協定は、佐渡市内における新潟県又は佐渡市を当事者とするものとする。防災協定は1社が単独で、又は共同で締結していることを問わない。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

なお、経常共同企業体にあつては、その経常共同企業体での締結及び出資比率が30%以上の構成員の締結を対象とする。

○ 緊急性を要し指示書等で対応した活動

- ・災害復旧工事の応急工事等（査定等の前に実施しているもの）
- ・災害時の点検、パトロール等

※ 確認資料：指示書等実績又は防災協定書の写し。ただし、防災協定において佐渡市との防災協定の場合は不要とする。

(カ) 維持管理実績

過去1か年度の道路除雪の受託契約（協定）の実績は、佐渡市内における新潟県又は佐渡市を当事者とするものとする。

なお、経常共同企業体にあつては、出資比率が30%以上の構成員の実績を対象とする。

※ 確認資料：不要とするが、道路除雪受託契約書の写しの提出を求める場合がある。

② 様式第4号「配置予定技術者の能力確認資料」

(ア) 技術者の能力

配置予定技術者の保有する資格を記載すること。

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、そのうちの最も低い評価を受けた者をもって算定する。

なお、経常共同企業体にあつては、構成員ごとに配置予定技術者を記載することとし、評点は最も低い評価を受けた者をもって算定する。

※ 確認資料：資格を証明する書類の写し

(イ) 優秀技術者表彰等

佐渡市若しくは新潟県の優秀技術者表彰又は新潟県優秀技術者証の交付を受けていれば記載し、当該技術者の佐渡市発注工事における主任（監理）技術者として完成した工事成績評定点等については、直近の2件を記載すること。

ただし、受賞歴のない者も記載されている場合は算定しない。

なお、経常共同企業体にあつては、構成員のうち受賞歴のある者が配置されることが確実である場合には算定する。

※ 確認資料：受賞等を証明する書類の写し

(ウ) 継続教育（CPDS）

配置予定技術者が「建設系CPD協議会」加盟団体又は個別公告で示す団体が証明した取得単位で、20単位以上を取得していれば算定する。

※ 確認資料：前年度の継続教育（CPDS）単位の取得証明書の写し

4 落札予定者

入札参加者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内であり、上記2（2）によって得られた評価値の最も高い者を落札予定者とする。ただし、無効の入札を行った者のほか事後における技術資料の審査又は申請書記載項目において虚偽の申告であることが確認された者を落札予定者としていた場合は、次により取り扱う。

① 当該虚偽の申告が当該落札予定者の故意又は重大な過失によるものであるときに当該入札は無効とし、当該落札予定者以外で評価値の最も高い者を改めて落札予定者として、落札者の審査をする。

② ①以外るとき

当該虚偽の申告に該当する評価項目の評点は0点とし、評価値を再度算出し、落札予定者を決定する。

上記の場合を含め、申請書及び技術資料の記載内容に係る虚偽の申告が、入札参加者の故意又は重大な過失に基づくものであるときは、当該入札参加者の行為を佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要綱に基づく不正又は不誠実な行為として指名停止の措置の対象とする。

第7 地域保全型工事の発注の特例

佐渡市の発注する建設工事において、地域保全型工事を一般競争入札に付するときの入札参加資格者の条件等については、次のとおりとする。

1 公告及び入札参加資格の確認等

(1) 公告における入札方式の明示

地域保全型工事として発注する対象工事は、上記第2の個別公告において地域保全型工事であることを明示する。

この場合において、上記第1（1）にかかわらず、予定価格の下限設定をしないこととする。

(2) 入札参加資格の等級等

地域保全型工事に入札参加できるのは「地域貢献地元企業」として認定された単体企業だけであり、入札参加資格者の等級等は上記第3によらず、個別公告により指定する。

(3) 入札参加手続

地域保全型工事の入札参加手続は、上記第5による。

2 地域貢献地元企業の定義

「地域貢献地元企業」とは、市道や河川の災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献するものとして次の要件を全て満たし、佐渡市から「地域貢献地元企業」として認定を受けた者をいう。

(1) 土木一式工事に関し入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

(なお、イ及びウについては申請時において過去5年度以内に佐渡市内において次のいずれかの実績を有すること。(実績は佐渡市又は国、新潟県から直接請け負ったものに限る。))

ア 申請時において佐渡市と災害時の協力体制に関する協定を締結する各地区建設業組合等に参加していること。

イ 災害発生前後の佐渡市又は国、新潟県の管理施設（道路、河川等直接市民の共同使用に供されるものに限る。以下「佐渡市内管理施設」とする。）の点検・被害状況調査及び災害発生直後の佐渡市内管理施設の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）、応急工事。

ウ 佐渡市内管理施設の除雪。

(3) 佐渡市内に本社又は営業所を有すること。

3 地域保全型工事におけるその他の制限等

地域保全型工事においては次の制限等を設ける。

①下請け制限

下請負を設定する場合には、上記第2個別公告の(2)の②として表示する区域内にある地域貢献地元企業に限るものとする。

なお、このことの確認は、当該工事履行後において下請負契約を証明する契約書等（施工体制管理台帳、下請決定通知書及び下請企業との契約書、注文書、請書等）により行うこととする。

②労働条件の改善等

「自社退職金制度」や「建設業退職金共済制度」等への加入により、労働条件の改善に努めること。

第8 その他

(1) 契約保証金

佐渡市財務規則第145条及び第146条の規定による。

(2) 入札保証金

佐渡市財務規則第157条から第160条までの規定による。

(3) 入札を無効とする場合に関する事項

佐渡市財務規則第168条の規定に該当する場合のほか申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件又は入札執行に係る関係規定に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格確認者であっても、開札のときにおいて資格のない者は、入札参加資格のない者とする。

(4) 入札を中止する場合に関する事項

佐渡市財務規則第172条の規定による。

(5) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置

談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前号の規定による。

(6) 前払金

佐渡市財務規則第 93 条第 2 項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(7) 中間前払金

佐渡市財務規則第 93 条第 3 項及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(8) 部分払金

佐渡市財務規則第 152 条及び同規則別記佐渡市建設工事請負基準約款の規定による。

(9) 入札書

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（その時の消費税率により読み替える）

(10) 内訳書

佐渡市の発注する建設工事においては、入札時に入札書と併せて、内訳書を提出しなければならない。内訳書の提出のない入札は無効とする。

ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(11) 予定価格

入札結果公表時に、併せて公表する。

(12) 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格が 130 万円以上の建設工事の入札にあたり設定する。

最低制限価格を下回る入札は無効とし、当該入札の再入札に参加できない。

ただし、個別公告で別に定めた場合は、この限りでない。

(13) 再入札

上記 (11) の予定価格の制限の範囲内で落札とすべき入札がない場合には、2 回（初度の入札及び再入札 1 回）を限度として入札を行う。

ただし、無効の入札をした者は当該入札における再入札に参加できない。

(14) 落札者の決定方法

上記 (11) の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(15) その他

- ① 入札参加者は、この公告に定めるもののほか、佐渡市財務規則その他の関係規定を遵守することとする。
- ② 書類に虚偽の記載をした場合においては、建設工事の指名停止措置に準じ措置を行うことがある。
- ③ 入札参加資格確認後、開札までの間に入札を辞退する場合は、書面で届け出なければならない。
- ④ 入札参加資格確認以後の入札手続については、別に「入札、契約の手引き」により事前に確認すること。